

## 2026年1月30日開催 輸出プロセスセミナーQ&A

	講師への質問	回答欄
1	<p>日本国内の法規制には適合していることを確認済みですが、輸出先国の基準を考慮した場合、現在の国内用分析データのみで証明資料として十分でしょうか。それとも、輸出先国専用の検査項目を追加し、新たな分析を行なうべきでしょうか？</p>	<p>輸出先国において、分析法に関する要求事項（当該国の公定法があったり、ISOやAOACの試験法などが指定されているなど）がある場合は、それに対応する必要があります。しかし、そうした縛りがない場合は現行の国内用分析データを証明資料として準備するので十分かと思います。</p> <p>諸外国の分析法の調べ方については、対象を何とするか（農薬、汚染物質、遺伝子組み換え食品など、、、）によっても見るところが異なるので、まずは、日本の食品衛生法に該当する基本的な法律を見極めて、そこから施行規則や具体的な基準などを見ていき、分析法に関する記述があるかを確認するのが正攻法になるかと思います。または、当該国の食品関連の所管官庁のウェブサイト上で、分析法をキーワードに検索するなどの方法もあります。</p>
2	<p>「機能性表示食品」を輸出する際に、注意する点ありますでしょうか。そもそも表示等で、輸出する国によっては輸出不可となるのでしょうか。「機能性表示食品」を輸出できる国はありますか？</p>	<p>日本でいう機能性表示食品が、輸出先国においてどの区分に位置付けられるかを確認することが、第一段階になるかと思います。どんな商品を輸出するかによりますが、一般的に、日本の機能性表示食品は、諸外国では栄養関連表示や強調表示が必要な食品や健康食品、特殊用途の食品などに位置付けられることが想定されます。</p> <p>ただ、そのあたりの区分は国によってだいぶ差があるのと、国によっては栄養関連表示や強調表示の表現の方法が、非常に細かく規定されている場合もあるため（特に米国）、注意が必要です。</p> <p>輸出先国の規制を満たしていれば輸出不可になることはないですが、上述の通り、一般的な食品に比べると少し手間がかかる可能性があります。</p> <p>諸外国における栄養関連表示や強調表示の規制については、食産センターさんの「海外輸出規制プラットフォーム」の海外食品表示規制に、詳細をまとめたレポートなどが掲載されておりますので、こちらをご確認ください。</p> <p>輸出規制プラットフォームリンク：  <a href="https://yushutukisei.com/other/?c=food-labeling-regulations">https://yushutukisei.com/other/?c=food-labeling-regulations</a></p>